

AOSSG の活動状況

せきぐち ともかず
専門研究員 関口 智和

1. はじめに

アジア・オセアニアの会計基準設定主体では、2009年11月に、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)が組成されており、当委員会も2010年9月から2011年11月まで第2代議長を務める等、その活動に積極的に参画している。2011年11月に開催された第3回年次総会より、オーストラリアの会計基準設定主体が議長、香港の会計基準設定主体が副議長となって活動を行っているが、本稿では、2012年8月から10月における取組みについて、概要をご紹介させていただく。

2. 活動の概要

AOSSGでは、プロジェクトごとに作業グループが組成され、国際会計基準審議会(IASB)に対する意見発信等がされている。本年8月から10月においては、IASBから公開草案等の公表はなかったため、AOSSGからも公式なコメントレターの提出はされていない。

しかし、金融商品、収益認識、リース契約、保険契約といった主要項目については、IASBに対して適時にフィードバックを行うこと等を目的として、各作業グループにおいて、電子メールや電話会議を通じて、IASBの審議動向に対する見解の取りまとめが行われており、AOSSG非公式会合においてこれに関する発表が行われた。

また、AOSSGの主要8か国¹より構成されている議長諮問委員会では、IASBやIFRS解釈指針委員会に対して各国で識別された論点を提起する際の手順の他、開発途上国においてIFRSの適用を促進するための拠点(ネパールに設置予定)への支援体制等、AOSSG運営に当たっての諸論点について議論されている。

3. 非公式会合の開催

2012年10月24日、会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)会議及び世界会計基準設定主体(WSS)会議で比較的多くのメンバーが集まる機会を利用して、AOSSGの非公

1 議長諮問委員会は、オーストラリア(議長)、香港(副議長)、日本、中国、インド、韓国、マレーシア、シンガポールの会計基準設定主体より構成されている。

式会合が英国（ロンドン）にて開催された。会議には、AOSSG メンバー（12 개국）と IASB 理事（Chung Woo Suh 理事、Zhang Wei-Guo 理事）及びスタッフの総勢 40 名程度が参加し、IASB において審議が進められている主要なプロジェクトの動向等について意見交換が行われた。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、加藤厚副委員長、井坂久仁子シニア・プロジェクト・マネジャー、及び、筆者が参加した。

(1) 会計基準設定主体によるフォーラム

IFRS 財団から提案されている各国の会計基準設定主体による「会計基準アドバイザーフォーラム²」の設置について、AOSSG 議長（オーストラリア³）から最近の動向について概要の説明が行われた後、メンバーによる意見交換がなされた。

メンバーからは、フォーラムの設置を通じて各国の会計基準設定主体と IASB との関係強化しようとする IFRS 財団による取組みに全般的な支持が示された一方、フォーラムに参加する国の数や要件について様々な見解が示された。また、フォーラムが設置された場合、アジア・オセアニア地域からの出席者が AOSSG メンバーの見解を踏まえつつ発言することを可能にするため、会議出席者に事前のブリーフィングを行うための作業グループを設置することが提案された。本件については、引き続き、議論を続けていくことが予定されている。

(2) 金融商品（分類及び測定）

IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）（以下「両審議会」という。）は、金融商品の分類及び測定モデルに関する差異の削減を図るこ

と等を目的として、共同で作業を進めている。このセッションでは、両審議会による暫定決定に関して、AOSSG 内に設置されている作業グループリーダー（オーストラリア）より、作業グループメンバーによる見解について主に次のような説明がされた。

① 負債性商品に対する FV-OCI 区分の新設

負債性商品に FV-OCI 区分を新設する暫定決定について、一部のメンバーより、支持が示されている反面、その他の包括利益（OCI）の構成要素について概念的な説明がされていない、持分商品と負債性商品の会計モデルとの間で不整合が存在する、新区分の導入によって会計モデルの複雑性が高まる等の指摘がされている。

② 予想損失をベースとした信用減損損失のモデル

予想損失をベースとした信用減損損失のモデルは、初日の損失を認識することにつながるため、一部のメンバーより、概念フレームワークと整合的ではないのではないかと指摘がされている。また、バケット間の移転に関する規準について、特に、「重要でないとは言えない信用の質の悪化（more than insignificant deterioration in credit quality）」や「合理的に起こり得る（reasonably possible）」といった文言が曖昧であり、適用上、整合性が確保されない可能性がある。

上記説明の後、AOSSG メンバーと IASB サイドとで意見交換が行われた。ASBJ からは、金融商品に関する多様な活動を反映するために、FV-OCI 区分を新設する提案を支持しているという趣旨の発言等を行った。また、IASB サイドからは、特に信用減損損失に関して、次

2 会計基準アドバイザーフォーラムの設置については、平成 24 年（2012 年）11 月に IFRS 財団より協議文書が公表されている。詳細については、次のリンクをご参照いただきたい。<http://www.ifrs.org/The-organisation/Governance-and-accountability/Documents/ASAF-Consultation-Paper-November-2012.pdf>

3 簡便化のため、「会計基準設定主体」の表記を省略している（以下、同様）。

のようなコメントがなされた。

- 信用減損損失に関して、初日の損失を認識することへの批判は承知しているが、発生損失モデルに戻ることは考えていない。
- 利息収益の純額認識をするか否かの判断の規準について、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における損失発生事象の規準を利用しているのは、損失事象が報告日後 12 か月の間に予想される金融資産を対象とした場合、より多くの資産について利息収益が純額認識され、複雑性が増すと考えられる等のためである。

(3) 保険契約

両審議会は、保険契約の会計基準について共同で審議を行っている。このセッションでは、両審議会による暫定決定に関して、AOSSG 内に設置されている作業グループリーダー（韓国）より、作業グループメンバーによる見解について主に次のような説明がされた。

- 多くのメンバーが 2 マージンアプローチを支持している。他方、リスク調整額の算出において、主観的な見積要素が多い等の理由から、単一マージンアプローチを支持しているメンバーもいる。
- メンバーは、保険負債の変動額のうち、割引率の変動に起因する部分について、OCI に表示するという IASB の暫定決定を概ね支持している。しかし、OCI が何を意味するかについて合意がない点、及び、保険負債の変動額のうち特定の部分を独立して OCI に認識する上で実務的な困難があり得る点等について懸念が示されている。
- メンバーは、包括利益計算書にボリューム情報を表示すべきという IASB の暫定決定を概ね支持している。しかし、具体的な表示方法については、異なる見解が示されている。
- メンバーは、割引率について保険負債の性質

を反映すべきであると考えており、有配当契約についてミラーリング・アプローチを採用するという IASB の暫定決定に同意している。

- メンバーは、裁量権のある有配当付きの金融商品について IFRS 第 4 号「保険契約」と IFRS 第 9 号「金融商品」のいずれを適用すべきかは、これらの商品が保険契約の定義を満たすか否かによって判断されるべきと考えている。

上記の後、AOSSG メンバーと IASB サイドとで意見交換が行われた。ASBJ からは、リスク調整額の算出について公正価値測定におけるレベル 3 を用いるよりも主観性が高いこと等から単一マージンアプローチを支持していること、保険負債の変動額のうち、割引率の変動に起因する部分について OCI に表示する暫定決定を支持しているという趣旨の発言を行った。

(4) 収益認識

両審議会は、2011 年 11 月に共同で改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」（コメント期限：2012 年 3 月）を公表しており、2012 年 7 月以降、受領したフィードバックを基礎にして、再審議を行っている。このセッションでは、両審議会の共同会議において再審議がなされた項目に関して、AOSSG 内に設置されている作業グループリーダー（ASBJ）より、作業グループメンバーによる見解について主に次のような説明がされた。

- 一定の期間にわたり充足される履行義務の取扱いについて、IASB による再審議において明確化がされているが、この点についてさらなる明確化が必要と考えているメンバーもいる。
- 回収不能額の表示について、IASB による再審議において、①重要な財務要素がある場

合、収益項目に隣接表示を行う方法、②顧客との契約から生じるすべての減損損失について、収益項目に隣接表示する方法、③収益認識の要件に回収可能性を導入する方法が提示されているが、多くのメンバーは隣接表示の方法に同意していない。

上記の後、AOSSG メンバーと IASB サイドとで意見交換が行われた。メンバーからは、主に次のような見解が示された。

- 一定の期間にわたり充足される履行義務について、特に高層マンションの分譲契約（IFRIC 第 15 号「不動産の契約に関する契約」が対象とする契約）に関する論点について、①契約の範囲、②会計単位（全体かフロアごとか等）、③負債を履行義務にどのように配分するか等について、一層の明確化が望まれる。
- 回収不能額の表示に関して、該当する契約について収益認識がされた期に対応する部分だけでなく、翌期以降に対応する部分についても、回収不能と見込まれる部分を収益の控除項目として隣接表示するアプローチには、売上マージンを歪めて表示することにつながるため、懸念がある。

(5) リース

両審議会は、2012 年 6 月の両審議会の共同会議において、リース契約は、借手・貸手の各々において、2 種類の異なるリース契約に区分した上で、それぞれ違った会計処理を適用することを暫定決定している。当該区分は、借手がリース期間にわたって原資産の重要でないとはいえない部分を取得し消費するかどうかに基づき、決定するとされており、実務上の便宜として、不動産のリースと不動産以外の資産のリースとで異なるモデルが適用される旨が暫定決定されている。このセッションでは、両審議会による暫定決定に関して、AOSSG 内

に設置されている作業グループリーダー（シンガポール）より、作業グループメンバーによる見解について主に次のような説明がされた。

- 多くのメンバーが、リース契約について 2 つの異なる種類があると考えている。ただし、IASB の暫定決定のアプローチに同意しているメンバーは少数である。
- 一部のメンバーは、不動産リースについて、リース契約の会計基準の適用除外とすることを提案している。

4. その他

(1) IFRS の適用を巡る動向

ASBJ より、IFRS の適用を巡る動向について近況報告を行った他、インドより同国における IFRS の適用を巡る議論について説明がなされた。主な内容は、次のとおり。

- 当初、IFRS と収斂した新たなインド基準を 2013 年 4 月より段階的に適用することを予定していたが、関連諸制度の調整や IASB における審議の動向を踏まえ、適用が延期された。
- 新たなインド基準では、IFRS における 5 つの基準（IAS 第 41 号「農業」等）を適用しないほか、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」と IFRS 解釈指針委員会による 3 つの指針について適用の延期をすることが予定されている。また、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」や IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」について教育文書を作成している。
- インド企業省は、2012 年 9 月にコアグループを開催し、ロードマップ（改訂版）について議論した。インド勅許会計士協会からは、2014 年 4 月又は 2015 年 4 月から IFRS と収

斂した新たなインド基準を適用することを提案している。

- 規制当局は、IFRS 第4号「保険契約」及びIFRS 第9号「金融商品」の修正が終わるまで、銀行や保険会社に新たなインド基準を適用することはしない旨を発言している。

(2) その他

第7回地域政策フォーラムが2013年6月5、6日に香港で開催予定である旨が報告された。